

甲府市教育委員会告示第 29 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 7 年 6 月 24 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

1 業務名

図書館情報システム再構築及び運用保守業務

2 事業の概要及び公募の目的

甲府市立図書館では、移動図書館、市内 8 公民館図書室が相互に連携して図書サービスを実施し、生涯学習の場として利活用を行っている。図書館情報システム再構築及び運用保守業務に際して、図書館業務の効率化や利用者の利便性の向上などを図るため民間の豊富な技術力・ノウハウなどを背景に、より優れた提案を得るため、事業者の選考については公募型プロポーザル方式により選考する。

3 業務区分及び履行期間

(1) システムの構築業務

ア 機器を導入してシステムの構築を行う。

イ 履行期間は契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

ウ 本稼働日の前日（令和 8 年 2 月 28 日）までのシステム及び機器の保守業務も含むものとする。

エ システム及び機器の納入期限は令和 8 年 2 月 12 日とする。

(2) システム及び機器の運用保守業務

ア システム及び機器の日常的な運用と障害発生時等の保守対応を行う。

イ 履行期間は令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までとする。

4 参加要件

(1) 参加資格要件

ア 本プロポーザルに参加する事業者は、次の条件をすべて満たす者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(イ) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(エ) 公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」又は「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(オ) 市税の滞納がない者であること。

(カ) 過去5年間（令和2年度から6年度）に、国又は地方公共団体において本業務に関する実績を有すること。

(キ) 「ISO27001／ISMS」を取得していること。

(ク) 個人情報の取扱いに関し、JIPDEC「プライバシーマーク制度」の認定を受けた者であること。

(ケ) 情報の取扱いに関し、JIPDECよりISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定を受けた者であること。

(コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会教育部生涯学習室図書館が参加表明書を受理した日から、提案事業者と契約を締結する日までの間とする。

5 手続等

甲府市ホームページにて、図書館情報システム再構築及び運用保守業務プロポーザル実施要領等を参照のうえ、適宜ダウンロードすること。

6 主催及び事務局

(1) 主 催 甲府市教育委員会

(2) 事務局 甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 図書館

山梨県甲府市城東1丁目12番33号 甲府市立図書館

電話：055-235-1427

E-mail：kyotosho@city.kofu.lg.jp